

平成 27 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I  
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	石川県教育委員会
指定したモデル地域名	金沢市、白山市、野々市市、川北町、小松市

概 要

モデル地域の構成（平成 27 年 5 月 1 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
石川県	特別支援学校 1 校、高等学校 4 校
金沢市（南地区）	小学校 9 校
野々市市	小学校 5 校、 中学校 2 校
白山市	小学校 19 校、 中学校 9 校
川北町	小学校 3 校、 中学校 1 校
小松市	小学校 4 校、 中学校 1 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

- (1) 対象校のある地域は、県内の中央部にあり、モデル対象校の特別支援学校はモデル地域における特別支援教育のセンター的役割を担っている。平成 25 年度から 27 年度まで 3 年間にわたり、文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル地域事業の指定を受け、地域の小学校、中学校、高等学校との交流及び共同学習に取り組んでいる。2 年間の実践の蓄積があり、地域への理解啓発活動も進んでいる。
- (2) 事業実施以前から対象校では交流活動を実施していたが、単発的で内容も行事的要素が大きいものだった。事業開始後、組織の強化を図り、内容や回数 of 検討、合理的配慮の集積、地域への理解・啓発活動を意識し、新しい視点での交流及び共同学習に取り組み、成果をあげている。
- (3) 事業 3 年目の今年度は、対象校にとって、負担感が少なく、かつ充実した日常的な交流及び共同学習を意識し、そのシステム作りや取組の継続について、実践をとおして明らかにしていくものとしている。

## 2. 取組の概要

### 【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

- (1) 対象校と連携しながら、研究協議会や地域交流教育推進連絡会を実施し、地域への理解・啓発に努めた。
- (2) 合理的配慮協力員には、平成 28 年 4 月から施行される「障害者差別解消法」と、「合理的配慮」についての講演を依頼し、研究協議会では指導、助言を求めた。

### 【モデル地域内における取組】

- (1) 対象校では、特別支援学校と地域の小・中学校、高等学校との学校間交流、居住地校交流を積極的に実施し、多様な交流形態や内容の検討を行った。
- (2) 対象校では、教育課程への位置付けを定着させ、授業研究の実践に努めた。
- (3) 個別の指導計画への記入や、個人懇談の機会を確保し、本人や保護者からの合理的配慮の聞き取りを行った。
- (3) 合理的配慮の集積と分析に努め、その成果を「合理的配慮ヒント集」としてまとめた。
- (4) 地域への理解・啓発活動に努め、年 2 回の研究協議会を開催し、地域の小・中学校や県内特別支援学校、教育関係機関からの参加を得て、交流活動についての協議を深めた。特に、交流及び共同学習の授業を公開し、授業研究会を行ったことは実際の活動場面をつぶさに参観することになり有意義な機会となった。
- (5) 「地域交流教育推進連絡会」を年 2 回開催し、対象校間の連携の強化、各市町教育関係機関への協力を求め、交流及び共同学習の意義、実施方法についての共通理解をはかった。
- (6) 3 年間の交流及び共同学習の研究成果を、「研究報告」としてまとめ、地域の小・中学校や県内特別支援学校、各市町教育関係機関に配布し、理解・啓発を行った。

## 3. 成果及び課題

### 【成果】

- (1) 対象校では、交流及び共同学習の取組をとおして、児童生徒の変容を見ることができた。特別支援学校の児童生徒には、コミュニケーション能力の向上、人とかかわる力や社会性の向上が見られ、小・中学校や高等学校の児童生徒には、障害理解や人を思いやる力等、内面の成長を見ることができた。
- (2) 合理的配慮の適切な提供と集積を行うことができた。交流活動では指導計画や記録、評価を丁寧に行い、児童生徒一人一人についての適切な配慮について本人からの意見を取り入れながら考えることができた。その成果を「合理的配慮ヒント集」としてまとめ、小・中学校、特別支援学校において、合理的配慮を考える際のヒントを提供することができた。

- (3) 地域への理解・啓発活動として、研究協議会や地域交流教育推進連絡会を開催し、共通した方向性を持って交流及び共同学習の取組を進めることができた。研究協議会では、交流及び共同学習の実際の授業を公開し、授業研究会を実施したが、高い評価を得た。
- (4) 対象校にとって、負担感が少なく、かつ効率的な交流活動の在り方について検討を進め、その手続きや方法について方向性を明らかにすることができた。同じ題材で、共通の課題意識をもつこと等、工夫点や留意点を、マニュアルとしてまとめることができた。

**【課題】**

- (1) 対象校における交流及び共同学習を継続して実施していくために、今後の方向性として、双方の学校に無理のない日常的な活動を行うことが重要だと考える。さらに、その手続きを簡略化し、これまでの経験のノウハウや成果を生かした取組を模索していきたい。
- (2) インクルーシブ教育システムの構築に向け、交流及び共同学習は有効な学習活動と考える。有意義な交流活動を継続していくためには、さらに交流活動を推進するための組織の強化、体制の確立が重要である。学校間の信頼関係を維持し、地域への働きかけを進めていきたい。

◎参考（再委託：小松市教育委員会）

【事業概要】

**1. モデル地域の特徴（特別支援教育に関する事項）**

市では、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実に努めるため、特別支援教育の体制を整備している。市の教育相談・発達支援を担う教育センターや発達障害者支援センターと連携しながら、発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する支援の充実に努めている。

対象校では、特別支援教育の経験豊富な特別支援教育コーディネーターが指名され、定期的な校内支援委員会が開催されている等、特別な支援が必要な児童生徒に対する校内支援体制が充実しており、関係機関との連携が図られている。また、特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習が計画的に進められている。

**2. 取組の概要**

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

市教育委員会では、本研究に際し研究推進委員会を設置し、各校の交流及び共同学習についての情報交換をすると共に、成果と課題について協議した。インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の充実のため、市内教員を対象とした研修会を開催し理解・啓発を図った。

児童が精神的に安定し、効果的な交流及び共同学習が行われるように、複数児童が在籍する小学校には非常勤協力員を配置した。

昨年度の事業で作成した合理的配慮事例集を市内全小・中学校に配付し、交流及び共同学習における児童生徒に対する合理的配慮を決定する際の資料とした。

11月にはこれまでの研究成果をまとめ、研究発表会を開催して、交流及び共同学習の推進や合理的配慮の普及・啓発を図った。

【モデル地域内における取組】

対象校では、校内委員会を定期的に開催し、特別な支援が必要な児童生徒について支援の在り方等を協議し、教職員間の共通理解を図っている。

交流及び共同学習を進めるに当たっては、児童生徒一人一人の障害の状況や教育的ニーズに応じて交流及び共同学習の教科や内容を決定し、年間指導計画等を作成した。

合理的配慮を決定するには、本人・保護者の意思を確認する機会をもった。

特別支援学級の担任と通常の学級の担任は、日常的に情報交換をする機会をもつよう心掛けた。交流及び共同学習の実施前には、学習の内容や授業のねらいについて確認し、実施後には、児童生徒の様子について話し合い、学習のねらいの達成度や、児童生徒の相互理解がどのように進んだかなどを適切に評価し、次の学習につなげるようにした。

### 3. 成果及び課題

#### 【成果】

研修会等をとおして、市内の教職員への特別支援教育にかかわる理解の啓発と意識の向上が進められた。配慮が必要な児童生徒の特性や教育的ニーズに応じた指導や支援、効果的な教材・教具等について学び、それを交流及び共同学習や、通常の学級に在籍する配慮が必要な児童生徒の学習に生かすことができた。

合理的配慮事例集を活用し、特別支援学級担任と交流学級の担任や教科担当者が連携を図った。個に応じた交流及び共同学習の在り方や合理的配慮について検討し、共通理解を図ることで、特別支援学級の児童生徒が意欲的に学習や活動に取り組むようになり、周りの児童生徒に認められる場面が増えてきた。教職員間の連携の大切さを改めて確認できた。また、合理的配慮の評価・検証の際には、非常勤協力員による交流及び共同学習での様子の報告が有効に作用した。

各学校で特別支援教育の体制が整備され、学校と関係機関、保護者等の連携が図られたことで、特別支援学級がよりよい支援を受けられる場として認識されるようになってきた。保護者の就学についての意識にも変化が見られるようになってきた。

#### 【課題】

交流及び共同学習において、特別支援学級の児童生徒が教科のねらいを達成し、成就感を得られるような授業を目指し、ねらいが達成できたか、また合理的配慮が有効だったかを、ノートや作品などの成果物、評価問題、授業観察等、多面的・多角的に検証・評価していく。

本事業が終わった後も、市全体で特別支援教育の充実を図るとともに、取組等について発信し、教職員だけではなく、保護者や地域の方々の理解を深めていく必要がある。また、交流及び共同学習を推進し、合理的配慮の事例に関して蓄積を継続し、普及・啓発していきたい。